

川島桶川資源循環組合職員の職務に専念する義務の特例に関する
規則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川島桶川資源循環組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 1 2 号）第 2 条第 3 号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 4 6 条又は法第 4 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求をし、又は不利益処分に関する審査請求をし、及びこれらに関し、公平委員会が行う審査のため出頭する場合
- (4) 法第 5 5 条第 1 1 項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (5) 職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合
- (6) 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。